

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、国土交通省関東地方整備局又は埼玉県から指名停止（国土交通省関東地方整備局又は埼玉県から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。

- (2) 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 施工実績に関する要件について求められた場合

- (1) 施工実績は完成、引渡しが済んでいるものに限る。

- (2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

3 監理技術者等に関する要件について求められた場合

- (1) 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

- (2) 配置技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

4 申込書及び資料の作成にあたっての注意事項

- (1) 申込書は【別紙 1】により作成のこと。

- (2) 資料は次により作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績を【別紙2】に記載すること。

イ 配置技術者

入札公告に示す資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験した工事实績（提案書等の提出期限日までに完成、引渡し済みのものに限る。）及び申込時における他工事の従事状況を【別紙3】に記載すること。

この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験した工事实績を記載することができる。ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、提案書等を提出した者は、直ちに当該提案書等の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札をした場合においては、取引先の制限を行うことがある。

やむを得ない事情により着任予定者の変更が必要となった場合は、入札公告の担当部署（入札）に速やかに連絡をすること。

ウ 契約書の写し等

(ア) 前記アの資料には、【別紙2】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。
【別紙2】に記載した施工実績の契約書（写）の他、建築工事の確認申請書・計画通知書（写）、契約図書（写）及び施工証明書（写）、CORINSデータ（写）（竣工時カルテ）等のうち内容が証明できる書面。

(イ) 前記イの配置予定の技術者の内容が証明できる書類については、申込時は不要とするが、落札者とされた者に対して確認を行うので、経験した工事实績の内容を証明できる書面、配置予定の技術者の工事経歴書、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（写）を契約に先立ち提出すること。

エ 誓約書等

誓約書【別紙4】及び会社概況が分かる資料を提出すること。

5 取引先の資格の確認

取引先の資格の有無の確認は、開札後に落札候補者を対象に行う。最低価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないため、全者に対するの確認は行わない。

確認の過程で取引先の資格がないと認めた者には落札決定前に説明を行う。

6 設計図書等の貸与

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は入札公告に示す期間に担当部署（工事・保守）において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は担当部署に連絡すること。また、貸与された設計図書等は、入札書の提出期限までに、担当部署に持参又は郵送により必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書等には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図（部位別編及び窓口まわり・サイン編）及び郵便施設設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

7 設計図書等に対する質問について

(1) 現場説明書、図面及び仕様書等について質問がある場合は、質問書様式に記入の上、入札公告4に示す期間内に指定の場所に郵送により提出すること。

(2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 企業情報 → 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事関係 → 入札公告 → 会社 → 日本郵便株式会社 → 検索

8 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期限等

入札公告に示す期限までに指定の場所に送付すること。

(3) その他

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- イ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

9 契約の保証

(1) 契約の保証

請負代金額の10分の1以上とし、契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約とする。

なお、申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

10 入札の無効

入札公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額での入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

11 配置予定技術者等の確認

- (1) 配置予定の技術者が、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。また、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、入札公告に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (2) 資料に記載した配置予定の技術者を、契約の相手方の決定の日の翌日から起算して原則7日以内に当該工事に配置すること。

12 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差替及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告3の担当部署（工事・保守）に照会することができる。